

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の令和5事業年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、期初に定めた監事監査計画においては、リスクフォーカスする個別事項として以下の事項を選定し、重点的な監査を実施した。

- ① 新たな内部統制の各種活動(モニタリング、効率化等)の実施状況
- ② 内部統制の意義や研究インテグリティの重要性の現場への浸透度
- ③ 重大な労働安全衛生事故の防止の取組状況
- ④ 安全性の観点からの老朽化施設の補修や設備・機器の保守管理の状況

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分及びその他の記載内容に関連する重要な相違点の有無等)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令違反事案2件(植物防疫法関連、カルタヘナ法関連)を除き、法令等に従い適正に実施され、第5期中長期目標に従い効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

法人の長の強力なリーダーシップの下、毎月の所長・管理部長会議において業務運営上の指示事項の徹底を図ると共に研究課題の進捗確認の実施がなされていた。理事長及び研究推進担当理事の戦略的な研究予算配分等により研究課題の重点化が機動的に行われ、第5期中長期計画の中間年として、所定の成果を上げているものと評価する。

民間資金を含めた外部資金の獲得額 116 億円、総務省独法評価制度委員会において研究開発成果の戦略的な情報発信の優良事例として紹介された広報活動、知財における他社牽制力での高い評価、育成者権管理機関支援事業での代表機関としての活動等これまでの取組が大きな成果として結実したものと評価する。

リスクフォーカスした個別事項のうち、重大な労働安全衛生事故の防止の取組状況に関しては、牛の飼養管理業務に係る再発防止策の徹底に加え、法人全体の取組として作業開始前ミーティングの開催の徹底、安全作業手順書の整備・拡充等を強化した結果、休業災害度数率は0.2と前年比半減しており、着実に取組が実施されたと判断する。

その他の個別事項に関する意見は次項で述べる。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

(1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められないが、新体制での運用が開始された当該事業年度に、2件の法令違反が発生したことは極めて遺憾な事態である。事案発生 of 把握において内部統制システムが一定程度機能したと判断できるが、内部統制システムの運用の一層の高度化やその重要性が組織の末端まで浸透することが求められる。特に、法令違反を起こさない対策とその徹底が重要課題である。

また、法令違反発生の都度、悉皆調査や再発防止策として新たな管理が追加され、管理負担が増大傾向にあることから、内部統制システムの形骸化リスクの顕在化を懸念する。業務の有効性・効率性向上の観点からも、現状の管理手法を改めて統一的に見直して見る必要があるものと思われる。

(2) 法人の基本理念・運営方針、役職員等の倫理指針・行動規範について、法人の長自らが説明することで組織への浸透が図られているものと認識する。

(3) 業務運営に際しては、役職員等の責任と権限をより明確にした形で指示が出され、効果的に業務執行がなされている。また、役員会は令和5年度には26回開催され、適時適切に

議論がなされることで法人の長の意思決定の補佐機能と牽制機能が果たされていると認識する。

- (4) 予算、収支計画及び資金計画の執行については、令和5年度に13回開催された予算委員会等を通じ、重要度に応じた予算配分と適切な執行管理がなされているものと判断する。
また、前事業年度に続き、光熱水料費を優先確保したうえで研究業務への影響を最小限に抑えた機動的な予算マネジメントを行い、予算内で業務を執行したことを評価する。
- (5) 施設の管理・運営については、予算上の制約がある中で、研究開発のパフォーマンスの維持向上及び労働安全衛生確保の観点から、令和5年度に11回開催された資産・環境管理委員会において、優先順位に基づいた修繕や保守点検が実施されている点は理解するが、施設の老朽化が進む中、適切な施設の整備は引き続き大きな課題であると認識する。
これには相当額の予算が必要であり、関係者の理解の下、しっかり措置されることが重要と思われる。
- (6) 研究費の適正経理に関しては、文部科学省及び農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき研究費の不正使用等防止計画を策定し、日常的なモニタリングを含め適切な管理が実施されていると判断する。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

給与水準、随意契約の適正化を含めた入札・契約、法人の長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについての法人の判断・取組は妥当であると判断する。

令和6年6月 20 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事 中根 宏行

監事 加藤 剛

監事 増井 国光